

Q 8

指導した内容に子どもが納得しない。

子どもをしかった際、「わかりました」と言っているが、その表情や態度からは納得していない。そんなことを感じたり、経験したことはありませんか。そんなとき、どうすればいいでしょうか。

A1 毅然とした態度が基本です。

ゆるぎない、毅然とした態度で子どもに迫ることが指導の基本です。指導する側の気持ちに迷いがあったり、しかる根拠が不明瞭である場合は、指導が子どもの心に届きません。また、公平さを欠くような指導も子どもの反発を招きます。なかなか子どもが納得しないからといって、子どもが間違っただけをしているにもかかわらず、安易に子どもの言い分や行動を認めてしまうことは避けましょう。

※ 子どもが納得していないという事実に加え、教職員が気付いていない場合もあります。しかった後には、子どもの表情を観察するなどして、納得しているかどうか確認することが大切です。

A2 根本は「子どものために」……一貫性のある指導が大切です。

感情に任せてしかってしまったということはありませんか。その場合は、効果的な指導にならないばかりか、かえって子どもの反発を招くことにつながります。子どものために指導することが重要です。基準をはっきりさせて、公平な一貫性のある指導を心がけましょう。

A3 正面から子どもと向き合って話をしましょう。

子どもにきちんと伝わるように、誠実に子どもと向き合う姿勢が大切です。

子どもが納得していないときには、直接その理由を聞いてみましょう。納得しない、といってもその原因は一樣ではありません。「納得させる」ことに躍起になるのではなく、「なぜ納得しないのか」を理解して指導することが大切です。子どもの生活背景や、地域での様子などの情報を加味することで理解の助けになる場合もあります。子どもが話をしないときには、他の教職員に相談することも大切です。

〈ポイント〉

学校として、指導の基本方針などについて、教職員間でバラつきがないようにすることが大切です。ある教職員からはしかれることが、別の教職員からは許されるというようなことがあれば、子どもたちは不信感を抱きます。また、必要がある場合は、保護者にもその内容を伝え、情報を共有する必要があります。子どもたちの実態を踏まえて十分に議論し、学校として共通した指導方針をもちましょう。その方針が全教職員に浸透していることは、子どもたちの信頼を得る基盤として重要です。

★CHECK①★

「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7〔2025〕年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

生徒指導Ⅱ-【6】-12 の項目には、生徒指導の基本的な考え方から生徒指導を進める上での留意点についての内容が記載されています。

★CHECK②★

「子どもの笑顔が生まれる学校改善のためのガイドライン」(大阪府教育委員会 平成 20〔2008〕年2月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/guidoline/index.html>

特に読んでほしいのは、学校力向上のためのガイドラインのうち、P6～P7 ③豊かなつながりを生み出す生徒指導のページです。教職員が一致した方針のもとでのきめ細かな指導について、3つのポイントを示し、事例も含めて記述しています。また、続けて記述されている子どもをエンパワーする集団づくりについても読んでください。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の6、7では、指導の基本姿勢やほめ方・しかり方について大切にしたい点の説明や実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第7章では、学校生活の中心的位置を占める授業を集団づくりの観点をもって進めるための考え方と方法について触れています。

★CHECK④★

「体罰防止リーフレット『力でおさえつける指導は絶対にしない!!』」

(大阪府教育委員会 平成 27〔2015〕年3月 平成 31〔2019〕年4月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>

支援の必要な子どもの指導において、幼児・児童・生徒一人ひとりを大切にする指導・支援を充実させることを目的に作成したリーフレットです。子どもの「気になる行動」に対して、適切な指導を行うためには、子どもの障がいについての適切な実態把握と計画的な指導方針が必要です。本リーフレットには、子どもの「気になる行動」の背景として考えられることや、感情に任せた指導が子どもに与える影響等をまとめています。

感情に任せた指導や体罰につながらないよう、日ごろの指導を振り返るチェックリストも掲載しているので、校種を問わず、広く教職員研修等で活用してください。

【補足と発展】

事実誤認など、指導する側に非があることに気づいたときには、素直に子どもにあやまることが大切です。素直にあやまることが、子どもとの信頼関係を築くことにつながります。その信頼関係が、その後の学級づくりや授業づくりの土台となるのです。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1－(3)－ウ〕

文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。(中略)教職員においては、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。教育活動や日常生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。

〔第二章－第3節－1. ー(3)－イ〕

- ◆ 第二章、第3節の1. (3)のイ「人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力」の項は、全体を読んでおくことが望ましい。